

◇後期高齢者医療制度の保険料についてお知らせします

平成 23 年度保険料は右記のとおりです。

保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。  
被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、  
被保険者の総所得金額等（※注）に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

|         | 平成 23 年度 |
|---------|----------|
| 均 等 割 額 | 52,213円  |
| 所 得 割 率 | 9.87%    |
| 賦課限度額   | 50万円     |

保 険 料 額  
(年額)

=

均 等 割 額  
52,213円

+

所 得 割 額  
〔※総所得金額等－33万円〕× 9.87%  
(所得割率)

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

保険料の納め方

原則として年金天引き（特別徴収）になりますが、年金の額等によっては、納付書や口座振替で納めていただきます。年金天引きの対象となる人も、届出により口座振替へ変更することができます。

●特別徴収《年金天引き》

年金の定期支払い（年6回）の際に、保険料が天引きされます。

| 4月         | 5月 | 6月         | 7月 | 8月         | 9月 | 10月        | 11月 | 12月        | 1月 | 2月         | 3月 |
|------------|----|------------|----|------------|----|------------|-----|------------|----|------------|----|
| 年 金<br>天引き |    | 年 金<br>天引き |    | 年 金<br>天引き |    | 年 金<br>天引き |     | 年 金<br>天引き |    | 年 金<br>天引き |    |

保険料決定

＜注意＞ 4月、6月、8月の仮徴収額は、原則、今年の2月分の本徴収額と同額となりますが、年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替わったとき、または保険料の軽減（変更等）があったときなど、このまま今年の仮徴収を行うと、1年間の保険料が前半（仮徴収）あるいは後半（本徴収）に偏ってしまうことがあります。

そこで市では、1年間を通じて各期の保険料額ができるだけ均一になるように、6月と8月の仮徴収額を調整(4月の徴収額は前年度2月分と同額)し、特別徴収における保険料の平準化を行います。

なお、平準化しても年度保険料の総額は変わりません。

●普通徴収《納付書・口座振替》

7月から翌年3月までの9回で、納付書等により各納期の納期限までに、金融機関で納めます。  
納期限および口座振替日は、各月末日です。ただし、月末が土・日・祝日のときは、金融機関の翌営業日となります。

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    |    |    | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 | 納付書 |

保険料決定

★保険料の詳細については、7月に送付予定の「平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

◆問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合  
小郡市役所 国保年金課

☎092651-3111  
☎0942-72-2111 内線422

# 世界一元気な 105歳児が実践する 十大『習慣健康法』



百歳からが本番  
超高齢でますます輝く

しょう ち さぶ ろう  
講師 **昇地三郎** 先生

- しいのみ学園理事長
- 福岡教育大学名誉教授

- ・明治 39 年 8 月 16 日北海道生まれ。
- ・昭和 29 年「しいのみ学園」を創立。  
(現在も理事長・園長)
- ・日本国内は勿論、世界中で講演。  
99 歳から通算して 5 回目の講演旅行を行う。
- ・平成 22 年 9 月「福岡県後期高齢者医療広域連  
合健康長寿マイスター」に就任。

日 時 **5 月 26 日(木)**

午前 10 時 開場、10 時 30 分 開演

会 場 **文化会館大ホール** ※手話通訳あり

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

主 催 小郡市老人クラブ連合会・小郡市

◆問い合わせ先 国保年金課 ☎ 72 - 2111 内線 422

(平成 23 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 長寿・健康増進事業)

**入場無料**

## ◆東北地方太平洋沖地震等による被害を受けた皆様へ（お知らせ）

東北地方太平洋沖地震等の被災地から転入して来られた方々には、後期高齢者医療・年金など特例措置があります。

### 後期高齢者医療

保険証紛失 → 保険証がなくても保険医療機関で治療可能です。  
一部負担金(窓口支払)を減免または猶予します。また、保険料を減免します。  
(後日、保険者から患者の方に対し、内容確認を行います)

### 国 民 年 金

免除申請書等は被災状況届、学生証等の添付書類が全て揃わなくても受け付けます。

### ◆問い合わせ先

・福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 092651 - 3111  
・久留米年金事務所 ☎ 0942 - 33 - 6206